

水俣条約における

『一般照明用蛍光ランプ』の規制処置について

2023年11月3日「水銀に関する水俣条約第5回締約国会議」で決定した一般照明用蛍光ランプの廃止について、11月9日環境省の報道発表がありました。内容は一般蛍光ランプに関するもので、**弊社取扱い商品のUVランプ等、全ての商品が対象外**となっております。

今後とも安定供給に努めて参りますので、変わらぬご鞭撻のほどお願い申し上げます。

参考:11月9日付環境省発行資料(別紙1、別紙2)

水銀に関する水俣条約 附属書の見直し 別紙1

- 水俣条約第4回締約国会議 (COP4) では、規制対象の水銀添加製品 (附属書A) の見直しを議論し、電球形蛍光ランプなどの8種類の水銀添加製品の製造・輸出入を2025年末までに廃止すること等を決定。
- COP5において、ボタン電池や蛍光ランプなど9種類の水銀添加製品の廃止期限等を再度議論し、2025~2027年末までに廃止することを決定。
- 当該見直しに関する交渉会合では、日本が共同議長を務め、合意形成に貢献。

＜2025年末に製造・輸出入を廃止する製品＞

- 一般照明用の安定器内蔵型コンパクト形蛍光ランプ (電球形蛍光ランプ)
- 電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ (CCFL) ・外部電極蛍光ランプ (EEFL)
- 脈波計用のひずみゲージ
- 電気電子式計測器 (溶融圧力変換機、溶融圧力伝送器、溶融圧力センサー)
- 酸化銀ボタン電池・空気亜鉛ボタン電池 (Hg含有濃度 2%未満のもの)
- 高精度装置用の水銀スイッチ・リレー (研究開発用途を除く)
- 化粧品 (Hg含有量基準なし)

＜2026年末に製造・輸出入を廃止する製品＞

- 一般照明用の安定器非内蔵型コンパクト形蛍光ランプ
- 一般照明用の直管・非直管蛍光ランプ (ハロリン酸塩を主成分とする蛍光体を用いたもの)

＜2027年末に製造・輸出入を廃止する製品＞

- 一般照明用の直管・非直管蛍光ランプ (三波長形の蛍光体を用いたもの)




(写真) 会期中連日行われた数百人規模の交渉会合を日本が主導

※赤字が今回追加された製品
※蛍光ランプについての詳細は別紙2参照

ランプに関する規制措置 別紙2

ランプの種類	CFLi (電球形 蛍光ランプ)	CFLni (コンパクト形 蛍光ランプ)	LFL (直管形 蛍光ランプ)	NFLs (非直管形 蛍光ランプ)	CCFL/EEFL (冷陰極蛍光ランプ 及び外部電極蛍光 ランプ)
写真					
最初の 条約規制 (廃止期限)	一般照明用 30W以下、Hg 5mg超 (2020年)		一般照明用 ＜三波長形蛍光体＞ 60W未満、Hg 5mg超 ＜ハロリン酸塩蛍光体＞ 40W以下、Hg 10mg超 (2020年)	-	電子ディスプレイ用 長さ500mm以下: 3.5mg超 長さ500mm超: 1.500mm以下: 5mg超 長さ1,500mm超: 13mg超 (2020年)
追加 条約規制 (廃止期限)	一般照明用 30W以下、 水銀含有5mg以下 (2025年)	一般照明用 30W以下、 水銀含有5mg以下 (2026年)	一般照明用 ＜三波長形蛍光体＞ 60W未満、Hg 5mg以下 60W以上、Hg 5mg以下 60W以上、Hg 5mg超 (2027年) ＜ハロリン酸塩蛍光体＞ 40W以下、Hg 10mg以下 40W超、水銀含有全て (2026年)	一般照明用 ＜三波長蛍光体＞ 全てのW(2027年) ＜ハロリン酸塩蛍光体＞ 全てのW(2026年)	種類にかかわらず 水銀含有のものすべて (2025年)

※赤字が今回追加された製品

➡ COP5まで、全ての一般照明用蛍光灯について「製造」「輸出入」の廃止期限が決定
1